

政令第四十四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第十二項、第二十一項及び第三十項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同条第二項中「十三万円」を「十四万円」に改め、同条第三項中「十万円」を「十二万円」に改める。

附則第四条第十二項の表法第四十五条の二第一項の項中「若しくは同条第九項に規定する純損失」及び「同条第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に改め、同表法第四十五条の二第一項第六号の項中「第四十五条の二第一項第六号」を「第四十五条の二第一項第八号」に改め、同表法第四十五条の二第三項の項中「又は同条第九項に規定する純損失若しくは」及び「同条第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に改め、同条第二十項の表法第三百七十七条の二第一項の項中「若しくは同条第九項に規定する純損失」及び「同条第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しく

は」を「控除、」に改め、同表法第三百十七條の二第一項第六號の項中「第三百十七條の二第一項第六號」を「第三百十七條の二第一項第八號」に改め、同表法第三百十七條の二第三項の項中「又は同條第九項に規定する純損失若しくは」及び「、同條第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に改める。

附則第四條の二第十一項の表法第四十五條の二第一項の項中「若しくは同條第九項に規定する純損失」及び「、同條第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に改め、同表法第四十五條の二第一項第六號の項中「第四十五條の二第一項第六號」を「第四十五條の二第一項第八號」に改め、同表法第四十五條の二第三項の項中「又は同條第九項に規定する純損失若しくは」及び「、同條第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に改め、同條第十九項中「附則第四條第十項」を「附則第四條の二第十項」に改め、同項の表法第三百十七條の二第一項の項中「若しくは同條第九項に規定する純損失」及び「、同條第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に改め、同表法第三百十七條の二第一項第六號の項中「第三百十七條の二第一項第六號」を「第三百十七條の二第一項第八號」に改め、同表法第三百十七條の二第三項の項中「又は同條第九項に規定する純損失若しくは」及び「、同

条第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に改める。

附則第十八条の五第十二項の表法第四十五条の二第一項第七号の項中「第四十五条の二第一項第七号」を「第四十五条の二第一項第八号」に改め、同条第二十六項の表法第三百十七条の二第一項第七号の項中「第三百十七条の二第一項第七号」を「第三百十七条の二第一項第八号」に改める。

附則第十八条の六第十六項の表法第四十五条の二第一項第七号の項中「第四十五条の二第一項第七号」を「第四十五条の二第一項第八号」に改め、同条第三十三項の表法第三百十七条の二第一項第七号の項中「第三百十七条の二第一項第七号」を「第三百十七条の二第一項第八号」に改める。

附則第十八条の七の二第八項の表法第四十五条の二第一項の項中「若しくは同条第九項に規定する純損失」及び「、同条第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に改め、同表法第四十五条の二第一項第六号の項中「第四十五条の二第一項第六号」を「第四十五条の二第一項第八号」に改め、同表法第四十五条の二第三項の項中「又は同条第九項に規定する純損失若しくは」及び「、同条第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に改め、同条第十七項の表法第三百十七条の二第一項の項中「若しくは同条第九項に規定する純損失」及び「、同条第九項に規定する純損失」を削り、「控

除若しくは」を「控除、」に改め、同表法第三百十七條の二第一項第六號の項中「第三百十七條の二第一項第六號」を「第三百十七條の二第一項第八號」に改め、同表法第三百十七條の二第三項の項中「又は同條第九項に規定する純損失若しくは」及び「、同條第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、附則第四条第十二項の表法第四十五條の二第一項第六號の項の改正規定、同條第二十項の表法第三百十七條の二第一項第六號の項の改正規定、附則第四条の二第十一項の表法第四十五條の二第一項第六號の項の改正規定、同條第十九項の表法第三百十七條の二第一項第六號の項の改正規定、附則第十八條の五及び第十八條の六の改正規定、附則第十八條の七の二第八項の表法第四十五條の二第一項第六號の項の改正規定並びに同條第十七項の表法第三百十七條の二第一項第六號の項の改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令第五十六条の八十八の二の規定は、平成二十三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「及び第四十八条の七」を削る。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第三条の二 平成二十三年度分及び平成二十四年度分の個人の市町村民税に限り、新令第四十八条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第四項の規定は、適用しない。

第一項

同項第五号イに規定する政令で定める新

同項第五号に規定する政令で定める保険料

<p>生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の二の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第二項の規定は同号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について</p>	<p>又は掛金について</p>
<p>同号ロに規定する政令で定める事由につ</p>	<p>同号ニに規定する事由の範囲</p>

<p>いて、第七条の十五の五の規定は同号ロに規定する政令で定めるもの</p>	
<p>第七条の十五の六の規定は法第三百十四 条の二第一項第五号の三</p>	<p>第七条の十五の七の規定は同項第五号の三</p>
<p>第七条の十五中「法第三十四条第八項第 一号イ」とあるのは「法第三百十四条の 二第八項第一号イ」と、「法第三十四条 第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百 十四条の二第八項第一号ハ」と、第七条 の十五の二中「法第三十四条第八項第二 号ニ」とあるのは「法第三百十四条の二 第八項第二号ニ」と、第七条の十五の四 中「法第三十四条第一項第五号ロ」とあ</p>	<p>第七条の十五及び第七条の十五の四中「法 第三百十四条第一項第五号ニ」とあるのは「 法第三百十四条の二第一項第五号ニ」と、 第七条の十五の七</p>

	<p>るのは「法第三百十四条の二第一項第五号ロ」と、「法第三十四条第八項第三号」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第三号」と、第七条の十五の五中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、第七条の十五の六</p>
<p>第二項</p>	<p>第七条の十四の三に規定する共済制度とし、同項第六号</p>
<p>命保険契約は第七条の十五の二第一項に規定する生命保険契約とし、同号ハに規定す</p>	<p>第七条の十四の三に規定する共済制度とし、同項第五号イに規定する政令で定める生命保険契約は第七条の十五の二第一項に規定する生命保険契約とし、同号ハに規定す</p>

る政令で定める生命共済に係る契約は第七
条の十五の二第二項に規定する生命共済に
係る契約とし、同号二に規定する政令で定
める保険契約は第七条の十五の二第三項に
規定する保険契約とし、同号ハに規定する
政令で定める生命共済に係る契約に類する
共済に係る契約は第七条の十五の三に規定
する契約とし、同号ホに規定する退職年金
に類する契約で政令で定めるものは第七条
の十五の五に規定する契約とし、法第三百
十四条の二第一項第五号の二に規定する年
金を給付する定めのある契約で政令で定め
るものは第七条の十五の六第一項に規定す

		<p>る契約とし、同号ハに規定する政令で定める要件は第七条の十五の六第二項に規定する要件とし、法第三百十四条の二第一項第六号</p>
<p>第三項</p>	<p>第七条の十五の七</p> <p>第七条の十五の九第四項の規定は法第三百十四条の二第八項第三号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の十二の規定は同項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものについて、第七条の十五の十三の規定は同号ハに規定する政令で定める要件について準用する。この場合にお</p>	<p>第七条の十五の八</p> <p>法第三百十四条の二第八項第二号に規定する政令で定める共済に係る契約は、第七条の十五の九に規定する契約とする</p>

いて、第七条の十五の十二中「法第三十四
条第八項第一号イ」とあるのは「法第
三百十四条の二第八項第一号イ」と、「
法第三十四条第八項第一号ロ」とあるの
は「法第三百十四条の二第八項第一号ロ
」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」
とあるのは「法第三百十四条の二第八項
第一号ハ」と、「法第三十四条第一項第
五号ハ」とあるのは「法第三百十四条の
二第一項第五号ハ」と読み替えるものと
する

理 由

中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額を見直すほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。